

高津区民祭補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の活性化及び区民の連帯を深めることを目的として、区民が主体となって企画立案、実施する高津区民祭を支援するために、高津区民祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付することにより、高津区民祭の運営に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、補助金とは、実行委員会が実施する区民祭の周知を図るために要する事業に対して、市が交付するものをいう。

(交付の申請)

第3条 実行委員会は、補助金の交付を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称、住所及びその代表者名
- (2) 事業等の目的及び内容
- (3) 事業等の経費の配分及び使用方法、事業等の完了の予定日その他事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする事業の内容と各事業費及び補助金の申請額
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書（第1号様式）には、次の事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書（第1号様式）は区民祭開催日の1か月前までに市長に提出しなければならない。

(補助決定及び決定通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請書（第1号様式）を受理したときは、当該申請の書類及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、区民祭の周知を図るために要する事業に係る費用に補助率（25%）を乗じた金額と予算を比較して、いずれか低い方を補助金額として交付を決定し、速やかにその内容を書面により実行委員会に通知するものとする。

- 2 市長は、実行委員会に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）が代表である団体（以下「暴力団等」という。）が含まれると認められる場合は、補助金の不交付を決定するものとする。
- 3 市長は、第1項の補助決定にあたり、暴力団等及び暴力団等と密接に関連する団体並びに暴力団員等に、有償・無償を問わず、補助事業及び関連事業を委託しないことを条件として付するものとする。また、市長が必要と認めるときは、その他の条件を付することができる。

（補助金の交付）

第5条 市長は、補助金を一括で概算払いにより交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）補助金の交付決定の際に付した条件に反したとき。
- （4）法令違反又は公序良俗に反する行為があったとき。
- （5）第4条第2項に規定する補助金の不交付を決定すべき事由があることが判明したとき。
- （6）補助事業を中止又は廃止したとき。

（補助金の返還）

第7条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（書類等の整備）

第8条 実行委員会は、補助事業に係わる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の末日から5年を経過する日まで保管しなければならない。
- 3 市長は、必要があるときは、実行委員会に対し、前項の書類の提出を求めることがで

きる。

(実績報告)

第9条 実行委員会は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、3か月以内に、補助事業等の成果及び補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した実績報告書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 実行委員会は、収支計算により剰余金が生じた場合は、当該剰余金を返還するものとする。

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、交付の決定の取消しに伴う補助金の返還を命ずる場合を除き、交付した額をもって補助金の額を確定するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、高津区長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

この改正要綱は、平成17年6月1日から施行する。

この改正要綱は、平成24年6月1日から施行する。

この改正要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(第1号様式)

第 回高津区民祭補助金交付申請書

年 月 日

(宛て先) 川崎市長

(申請者)
所在地
団体名
代表者氏名
印

第 回高津区民祭補助金の交付を受けたいので、高津区民祭補助金交付要綱第3条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

事業の名称	
事業の目的	
事業の内容	
事業計画書	別紙1のとおり
収支予算書	別紙2のとおり
事業予定日	年 月 日
補助金交付申請額	円
補助金申請額根拠	
概算払の有無	有 無
概算払を必要とする理由	

(第2号様式)

第 回高津区民祭補助金実績報告書

年 月 日

(宛て先) 川崎市長

(申請者)

所在地

団体名

代表者氏名

印

年 月 日付 第 号をもって交付決定を受けた当該補助事業等に係る実績について、高津区民祭補助金交付要綱第9条に基づき、関係書類を添えて報告します。

1 事業実績報告書

2 収支決算書

3 その他関係書類